特別養護老人ホーム　遊生の町　料金表（令和8年 11月 1日より）

（『特別養護老人ホーム　遊生の町』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

当施設は燕市より敷地の無償貸与を受けており、そのメリットを生かした地域貢献として、居住費の補助を実施しています。

（表の見方について）

・表記載の「基本報酬単位数」及び「加算単位数」は、特に注記のない限り、全て1日あたりの数値です。

・1単位の単価は、10円です。

・1か月を30日として計算しています。

世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度	基本報酬単位数	加算単位数							単位数合計		〔A〕介護サービス費（月）		食費や居住費（日）			〔B〕食費や居住費の合計（月）	〔A＋B〕自己負担額合計（月）		居住費の補助実施後の自己負担額合計（月）※第1～3段階の方のみ対象に2,000円の減額	
				サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅰ）イ	看護体制加算（Ⅱ）イ	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	科学的介護推進体制加算（月）	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（月）	（日）	（月）	単位数合計（月）×単価（10円）×自己負担割合 1割	（参考）2割	食費	おやつ代	居住費		1割	2割	1割	2割
住民税課税	第4段階	要介護1	682	6	12	23	11	46	40	10	780	23,450	¥23,450	¥46,900	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥139,430	¥162,880		
		要介護2	753	6	12	23	11	46	40	10	851	25,580	¥25,580	¥51,160	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥141,560	¥167,140		
		要介護3	828	6	12	23	11	46	40	10	926	27,830	¥27,830	¥55,660	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥143,810	¥171,640		
		要介護4	901	6	12	23	11	46	40	10	999	30,020	¥30,020	¥60,040	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥146,000	¥176,020		
		要介護5	971	6	12	23	11	46	40	10	1,069	32,120	¥32,120	¥64,240	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥148,100	¥180,220		
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	6	12	23	11	46	40	10	780	23,450	¥23,450	¥46,900	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥114,650		¥112,650	
		要介護2	753	6	12	23	11	46	40	10	851	25,580	¥25,580	¥51,160	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥116,780		¥114,780	
		要介護3	828	6	12	23	11	46	40	10	926	27,830	¥27,830	¥55,660	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥119,030		¥117,030	
		要介護4	901	6	12	23	11	46	40	10	999	30,020	¥30,020	¥60,040	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥121,220		¥119,220	
		要介護5	971	6	12	23	11	46	40	10	1,069	32,120	¥32,120	¥64,240	¥1,420	¥150	¥1,470	¥91,200	¥123,320		¥121,320	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	6	12	23	11	46	40	10	780	23,450	¥23,450	¥46,900	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥89,450		¥87,450	
		要介護2	753	6	12	23	11	46	40	10	851	25,580	¥25,580	¥51,160	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥91,580		¥89,580	
		要介護3	828	6	12	23	11	46	40	10	926	27,830	¥27,830	¥55,660	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥93,830		¥91,830	
		要介護4	901	6	12	23	11	46	40	10	999	30,020	¥30,020	¥60,040	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥96,020		¥94,020	
		要介護5	971	6	12	23	11	46	40	10	1,069	32,120	¥32,120	¥64,240	¥680	¥150	¥1,370	¥66,000	¥98,120		¥96,120	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	6	12	23	11	46	40	10	780	23,450	¥23,450	¥46,900	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥66,050		¥64,050	
		要介護2	753	6	12	23	11	46	40	10	851	25,580	¥25,580	¥51,160	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥68,180		¥66,180	
		要介護3	828	6	12	23	11	46	40	10	926	27,830	¥27,830	¥55,660	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥70,430		¥68,430	
		要介護4	901	6	12	23	11	46	40	10	999	30,020	¥30,020	¥60,040	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥72,620		¥70,620	
		要介護5	971	6	12	23	11	46	40	10	1,069	32,120	¥32,120	¥64,240	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥74,720		¥72,720	
	第1段階 老齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	6	12	23	11	46	40	10	780	23,450	¥23,450	¥46,900	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥63,350		¥61,350	
		要介護2	753	6	12	23	11	46	40	10	851	25,580	¥25,580	¥51,160	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥65,480		¥63,480	
		要介護3	828	6	12	23	11	46	40	10	926	27,830	¥27,830	¥55,660	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥67,730		¥65,730	
		要介護4	901	6	12	23	11	46	40	10	999	30,020	¥30,020	¥60,040	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥69,920		¥67,920	
		要介護5	971	6	12	23	11	46	40	10	1,069	32,120	¥32,120	¥64,240	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥72,020		¥70,020	

（注1）介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

（注2）上記以外の費用として、医療費（往診料／受診料等）、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

（注3）表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位（入所から30日間）や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。
また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

（注4）今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（注5）食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」の両方を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税
（※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税）「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

（注6）65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。